

京都ハンナリーズ U15 規約

第 1 条 (名称及び所在)

名称：京都ハンナリーズ U15 (以下「**チーム**」という)

所在：京都府京都市下京区七条御所ノ内中町 64 番地 1 OES BLDG. 5 階

第 2 条 (運営)

本チームの運営、管理は、スポーツコミュニケーションKYOOTO株式会社 (以下「**クラブ**」という) が行う。

第 3 条 (目的)

「B.LEAGUE 特有の成長環境」の中で、クラブ理念を体現し、将来のバスケットボール文化に貢献する人材の育成を目的とする。

第 4 条 (入会条件)

チームに入会できる者は、次に定める入会条件を満たす者 (以下「**選手**」という) とする。

1. クラブが開催するトライアウトに合格すること
2. クラブがバスケットボール選手としての能力、将来性を高く評価していること
3. チームの選手として公益財団法人日本バスケットボール協会に選手登録すること
4. クラブの目的に賛同していること
5. 規約の遵守を誓約し、入団合意書を提出していること
6. 入会希望者の保護者がチーム活動の趣旨に賛同し、本規約を遵守すること

第 5 条 (会費等)

本チームに入会する者は、別に定める月会費及びその他費用 (以下「**会費等**」という) を支払う。

選手は、クラブ指定の決済方法により会費等を支払わなければならない。

但し、会費等について、クラブの都合により変更になる場合がある。

第 6 条 (会費の不返納)

一旦納入された会費等は理由の如何を問わず返金しない。

第 7 条 (会費の滞納)

選手が、理由無く会費等の支払いを怠った場合は、2ヶ月を経た時点で指導を停止され、選手としての資格を失う。

第 8 条 (着用の義務)

選手は、チーム指定のトレーニングウェアを着用しなければならない。

また、スポンサーに係るウェア類の着用をクラブが指示した場合、それに従わなければならない。

第 9 条 (休会・退会)

1. 休会もしくは退会する選手は、事前に希望するクラブへ報告しなければならない。
休会期間は同期間中に累計3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会となり選手資格を失う。
2. 会員が会員の都合により休会・退会を希望する場合は、所定の届け出用紙により、退会を希望する日の前月15日までに当社に提出するものとする。

3. 退会日の属する月の月会費は日割り計算を行わず、全額を納めなければならないものとする。
4. 無断で練習または試合等のチームの活動に2週間以上参加しなかった場合は、指導を停止され、選手としての資格を失う。
5. 選手は15歳の誕生日後の3月末で自然退会とする。

第 1 0 条 (連絡の義務)

- 1.住所、電話番号などに変更が生じた場合には、速やかにクラブへ連絡しなければならない。
- 2.選手は、練習または試合等のチームの活動に参加できない場合には、必ず事前にヘッドコーチもしくはチーム責任者に直接連絡しなければならない。
- 3.選手、保護者はクラブが指定した連絡手段で連絡を行うこと。

第 1 1 条 (活動方針)

選手およびその保護者は、クラブに対し、チームの指導方針や活動方針について一任するものとする。

第 1 2 条 (活動予定)

毎月の練習、試合予定はチームから発行する予定表に基づいて行う。なお、やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日もしくは時間の変更、または中止することがある。

第 1 3 条 (停止と除名)

クラブは選手または保護者が次のいずれかに該当した場合は、選手を退会させることがある。

1. 本規約に違反したとき
2. 法令に違反したとき
3. 飲酒、喫煙その他未成年者としてふさわしくない行為をしたとき
4. 会費その他の定められた費用を支払わないとき
5. 事前連絡なしに練習、試合、イベントに欠席したとき
6. 練習、試合、イベントにおいて、クラブ（コーチ・スタッフを含む）の指示に従わないとき
7. 選手としての能力が不十分とクラブが判断したとき
8. クラブおよびチームの名誉または品格を毀損したとき
9. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準じる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）であることが判明したとき
10. 会員として不適格と判断したとき

第 1 4 条 (傷害対応)

- 1.選手はクラブ負担により、クラブ指定の傷害保険に加入する。
- 2.クラブは選手に対し、チーム活動中において事故のないように万全の注意を払うが、バスケットボールの試合中および練習中、また移動中の不測の事故範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。
- 3.クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は、救急搬送を行う。

第 1 5 条 (選手の損害賠償責任)

選手の責に帰する事由により、クラブやチームまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

第 1 6 条 (免責事項)

1. 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、クラブはその損害賠償の責を負わないものとする。
2. チームの活動において発生した盗難、傷害その他の事故については、それがクラブの責に帰すべき事由による場合を除き、クラブは責任を負わないものとする。
3. 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、クラブは一切その責を負わないものとする。

第 1 7 条 (個人情報の取扱い)

1. クラブは、取得した会員及び保護者の個人を特定できる情報(以下「**個人情報**」という)を次の各号の目的においてのみ利用する。
 - i. 活動計画の作成並びに会員及び保護者への連絡等、チームの運営に関わること
 - ii. FIBA、JBA 及び B リーグ等への選手登録並びに大会参加手続き等
 - iii. 旅行代理店、保険会社、用具メーカー等各種業者への提供
 - iv. 報道、放送等のための関係者への提供
 - v. クラブの web メディア、出版物への掲載および広報、広告、宣伝のため
 - vi. 指導者講習会や学会等における参考資料としての写真や動画の使用
2. その他取扱い方法等については、個人情報保護法及びクラブのプライバシーポリシーを遵守する。

第 1 8 条 (秘密漏洩の禁止)

選手および保護者は、活動で知り得たスキル練習、情報を許可なく第三者へ提供してはならない。

第 1 9 条 (地位の譲渡禁止)

選手は、その地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

第 2 0 条 (規約の改定)

本規約は随時改定することができる。また、本規約の改正後、クラブより改正通知後または改正後の新規約を送付後に本チームの活動に参加した場合、新規約を承認したものとみなされる。

第 2 1 条 (活動の休止・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの都合により、チームの活動を休止もしくは閉鎖することがある。

第 2 2 条 (施行)

本規約は 2018 年 4 月 10 日より施行する。

2018 年 4 月 10 日施行
2021 年 6 月 3 日改定
2025 年 4 月 1 日改定
2025 年 6 月 1 日改定